

(個別注記表)

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としています。ただし、道路及び水路の敷地のうち、取得原価が不明なもの及び無償で移管を受けたものは備忘価額 1 円としています。

また物品は、取得価額が 50 万円以上のものを資産として計上しています。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 市場価格のある有価証券等

財務書類作成基準日において、市場価格のある有価証券等を保有していません。

② 市場価格がない有価証券等

有価証券等のうち、市場価格がないものは、出資金額をもって貸借対照表価額としています。ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により有価証券等の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしています。なお、出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとしていますが、当年度においては該当する有価証券等はありません。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

原則として、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に基づき、定額法により算定しています。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

長期延滞債権、長期貸付金、未収金の過去 5 年間の平均不納欠損率を、当年度の各債権の残高に乗じることにより算定しています。

② 賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額等のうち、財務諸表作成基準日において発生していると認められる金額を計上しています。

③ 退職給付引当金

期末自己都合要支給額及び退職手当負担金累計額と退職手当累積額の差額を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っています(少額リース資産及び短期のリース取引には簡便的な取扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っています)。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第 235 条の 4 第 1 項に規定する歳入歳出に属する現金としています。なお、地方自治法第 235 条の 5 に定める出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項方法

① 会計間の相殺消去

会計間の繰入繰出額及び債権債務額を相殺消去した金額で表示しています。

② 消費税等の会計処理

税込方式によって処理しています。

2. 重要な会計方針の変更等方針

- (1) 会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務書類に与えている影響の内容
該当ありません。

- (2) 表示方法を変更した場合には、その旨
該当ありません。

- (3) 資金収支計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が資金収支計算書に与えている影響の内容
該当ありません。

3. 重要な後発事象

- (1) 主要な事業の改廃
該当ありません。

- (2) 組織・機構の大幅な変更
該当ありません。

(3) 地方財政制度の大幅な改正
該当ありません。

(4) 重大な災害等の発生
該当ありません。

(5) その他重要な後発事象
該当ありません。

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

単位:千円

団体名	確定債務額	未確定債務額		総額
		損失補償引当金 計上額	損失補償引当金 未計上額	
清瀬都市開発株式会社	0	42,010	0	42,010

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの
該当ありません。

(3) その他主要な偶発債務
該当ありません。

5. 追加情報

(1) 対象範囲(対象とする会計)

一般会計

国民健康保険事業特別会計

介護保険特別会計

後期高齢者医療特別会計

駐車場事業特別会計

下水道事業会計

(2) 地方自治法第 235 条の 5(「普通地方公共団体の出納は、翌年度の 5 月 31 日をもって閉鎖する。」)の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納

整理期間(令和 2 年 4 月 1 日～5 月 31 日)における現金の受払い等を終了した後の
計数をもって会計年度末の計数としています。

- (3) 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため、合計等の金額が一致しない
場合があります。
- (4) 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲
 - ① 範囲 普通財産
 - ② 金額 409,595 千円